

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1 改正の経緯

- 雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条において、都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとされている。また、厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとされている。
- 現在、政府全体で地方創生に向けた取組を進めているところであるが、地域における良質な雇用機会の不足が地方から東京圏への人口流出を加速させ、地域の衰退を促進している面があること等を踏まえ、地域における良質な雇用機会の確保をより一層推進するため、雇用対策法施行規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- 厚生労働大臣が雇用施策実施方針の策定に関する指針を定める場合には、安定した雇用機会が不足している地域において安定した雇用機会が確保されるよう配慮する旨の規定を新たに設ける。

3 根拠条文

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 31 条

4 施行日

公布の日（予定）

全国指針、地方方針の概要

全国指針

【策定主体】 厚生労働大臣

【趣旨】

毎年度、「地方方針」の策定に資するために、具体的な雇用施策、職業能力開発施策及びその他の施策との連携のあり方等を示すもの。

策定日： 平成20年3月31日
平成21年3月31日
平成22年3月31日
平成23年3月31日（5月31日一部改正）
平成24年4月 6日
平成25年5月16日
平成26年3月31日
平成27年4月10日

厚生労働大臣告示

※各年度予算成立後、策定

地方方針

【策定主体】 都道府県労働局長

【趣旨】

毎年度、全国指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて策定する各労働局における雇用施策の方針。

※地域の産業、就業構造を踏まえ都道府県が実施する福祉施策及び両立支援対策、産業振興施策等との連携についても盛り込む。

意見聴取

都道府県知事
（省令事項）

意見聴取
（形式は任意）

地方労働審議会

※各年度予算成立及び全国指針の策定後、速やかに策定

全国指針、地方方針の関係法令

○雇用対策法施行規則(抄)

全国指針

地方方針

(国と地方公共団体との連携)

第13条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下この条において「雇用施策実施方針」という。)を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

2 厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

3 都道府県労働局長は、第一項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があつたときは、その要請に応じるように努めるものとする。

平成28年度 雇用施策実施方針の策定に関する指針（全国指針）（案）の概要

第1 趣旨

都道府県労働局と地方自治体が日頃から意思疎通を図り、利用者の様々なニーズにきめ細かく応え、着実に成果を上げていくことが重要。

都道府県労働局においては、この指針に盛り込まれた内容を踏まえ、都道府県の実情からみた課題及びそれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針(地方方針)を都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、国の講ずる雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努める。

第2 重点施策

一 地方創生に向けた取組の推進

- (1) 都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催
- (2) 地域における良質な雇用の創出・人材育成等
- (3) 地域の多種多様な人材育成ニーズに対応した人材育成
- (4) 地方拠点強化税制の活用促進
- (5) 同意雇用開発促進地域における質の高い雇用機会の確保

二 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

- (1) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進
- (2) パートタイム労働対策の推進

三 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

- (1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- (2) ひとり親に対する就業対策の強化
- (3) 仕事と家庭の両立支援
- (4) 妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱い等を防止するための対策強化

四 若者の活躍推進

- (1) 若者の適職選択の支援
- (2) フリーター等の正規雇用化の促進
- (3) ニート等の職業的自立への支援

五 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

- (1) 企業等における高年齢者の雇用の促進
- (2) 高年齢者の再就職の促進
- (3) 地域における多様な雇用・就業機会の確保
- (4) シルバー人材センターの機能強化
- (5) 高年齢退職予定者の就業促進
- (6) 高齢期に向けた起業等に伴う雇用の創出に対する助成制度の創設

六 障害者等の活躍促進

- (1) 雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る規定の円滑な施行
- (2) 障害者及び企業への職場定着支援の拡充
- (3) 多様な障害特性に応じた就労促進の推進
- (4) がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化
- (5) 障害者の職業能力開発支援の充実

七 外国人材の活用・国際協力

八 重層的なセーフティネットの構築

- (1) 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保
- (2) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

九 人材力強化・人材確保対策の推進

- (1) ジョブ・カードの普及促進
- (2) 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等
- (3) 公共職業安定所等におけるマッチング機能の強化
- (4) 人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進

十 働き方改革の実現

- (1) 過労死等防止対策の推進等
- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (3) 持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備等